

令和2年度 甲賀広域行政組合衛生センターごみ処理施設維持管理状況について

1. 一般廃棄物(可燃ごみ)の搬入量

ごみの種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	t	3,147.01	3,538.03	3,351.92	3,226.68	3,068.78	3,095.78	3,087.22	2,997.32	3,291.77	2,857.88	2,620.75	

2. 焼却炉運転日数

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	日	27	22	-	28	31	30	15	7	31	27	25	
2号炉		25	26	30	31	20	-	28	26	10	28	23	
3号炉		23	31	30	9	22	30	24	30	29	5	-	

3. 燃焼中の燃焼ガスの温度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値) [測定位置:燃焼炉出口]

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	861	861	-	863	868	859	856	860	859	848	850	
2号炉		855	857	866	860	863	-	859	859	862	859	856	
3号炉		859	860	870	875	869	860	861	859	856	861	-	

4. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値) [測定位置:集じん器入口]

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	197	196	-	196	197	197	197	197	198	197	196	
2号炉		196	196	197	197	197	-	197	197	198	198	196	
3号炉		195	195	196	196	195	196	197	196	197	197	-	

5. 排ガス中の一酸化炭素濃度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値) [測定位置:集じん器出口]

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	ppm	22	29	-	32	39	35	34	25	31	30	26	
2号炉		26	30	41	47	49	-	27	30	30	25	22	
3号炉		35	40	54	54	44	48	37	37	42	40	-	

6. 排ガス冷却設備にたい積したばいじんの除去を行った日

区分	ガス冷却室			白煙防止用空気予熱器(自動払落し装置付き設備)		
	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
実施月日	6月2日	8月27日	7月15日	6月1日	8月26日	7月14日
	10月21日	12月2日	1月10日	10月20日	12月1日	1月9日

7. 排ガス中のばい煙及びダイオキシン類濃度測定結果 [測定位置:煙突]

区分	単位	法基準値	※協定値	1号炉			2号炉			3号炉		
ばいじん濃度	g/m <sup>3</sup> N	0.15	0.02	0.008	0.003	-	0.006	0.008	-	0.006	0.006	-
硫酸化物濃度	ppm	2500	50	<1.6	<1.5	-	<1.5	1.7	-	<1.1	<1.6	-
窒素酸化物濃度	ppm	250	125	49	68	-	45	51	-	52	53	-
塩化水素濃度	ppm	430	100	<5.4	5.6	-	8.7	22.0	-	9.1	16.0	-
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5	3	-	-	0.061	-	-	0.49	-	-	0.91
排ガスを採取した月日				8月5日	12月9日	10月7日	6月10日	11月4日	11月13日	5月12日	9月16日	11月20日
結果が得られた月日				9月7日	12月24日	11月6日	6月25日	12月9日	12月16日	6月24日	10月7日	12月21日

※協定値:衛生センターごみ焼却施設の操業に関する近隣地域との協定値です。

## 8.排ガス中の水銀濃度測定結果

〔測定位置:煙突〕

区分	単位	法基準値	5月12日	6月10日	8月5日	9月16日	10月7日	11月4日 <sup>※1</sup>	11月13日 <sup>※1</sup>	11月20日	12月9日
1号炉	μg/m <sup>3</sup> N	50	-	-	2.2	-	19.0	-	-	-	26.0
2号炉			-	3.0	-	-	-	150.0	280.0	定期点検整備工事	
3号炉			3.4	-	-	4.8	-	-	-	17.0	-

区分	1月12日 <sup>※2</sup>			1月13日 <sup>※2</sup>			2月6日	2月13日	2月20日	2月23日	3月3日
1号炉	-	-	-	-	-	-	5.4	-	-	-	-
2号炉	150.0	110.0	160.0	100.0	71.0	31.0	6.2	<1.2	4.6	3.0	<1.2
3号炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1定期測定 ※2再測定

## ○測定結果の確認方法

定期測定※1において排出基準を上回る濃度が検出された場合、速やかに3回以上の再測定※2を実施し、定期測定及び再測定の測定結果の平均値より評価する。

○水銀の排出基準について：環境省では「排出基準は、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観点から設定したものであることから、排出基準を超える水銀等が排出されたとしても直ちに地域住民に健康被害を生じるものではないことに留意が必要。」と示されています。このことから、本組合の今回の水銀基準超過についても、地域住民の健康被害を及ぼすものではないと判断しています。

## 9. ばいじん処理物のダイオキシン類結果

区 分	単 位	判定基準 (3ng-TEQ/g以下)	4月20日	7月7日	10月12日	1月11日
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	— <sup>※2</sup>	1.2	3.4	1.5	1.3

※2 ばいじん処理物は、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)で埋立処分をしています。

ダイオキシン類の判定基準値は3ng-TEQ/g以下と定められておりますが、平成12年1月15日までに設置されている施設から排出されるばいじんについては、薬剤処理薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法により処分を行う限り、適用されません。